

警報・交通途絶下の授業について

1. 登校時に「大雨警報」と「暴風警報」の両方、または「大雪警報」のいずれかが「東葛飾」を含む区域に継続して発令されている場合は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 午前7時までに警報が解除された場合は、平常授業とする。
 - (2) 午前7時以降も警報が継続して発令されている場合は、自宅待機とする。
 - (3) 午前7時以降に警報が解除された場合は、安全に留意して登校する。
(SHRは警報解除から90分を目安とする。)
 - (4) 午前11時以降も警報が継続して発令されている場合は、臨時休校とする。

2. 登校時に災害・事故等により、午前7時の時点で、JR常磐線各駅停車(千代田線)、又は、JR武蔵野線が新松戸駅を含む区間で運転を見合わせている場合は、自宅待機とし、その後運転が再開した場合には、無理のない範囲で登校する。
(原則として、運転再開の90分後に授業開始とする。)
午前11時以降も運転が再開されていない場合は、臨時休校とする。

3. 授業時間中に警報が発令された場合などについては、学校の指示に従うこと。

注意事項

- (1) (自宅または登校区域に「特別警報」が発令された場合は、周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報を確認し、命を守るための行動をとること。
- (2) 登校する場合は安全に十分注意をすること。
- (3) 当日は原則として学校への電話による問い合わせはしないこと。
- (4) 警報・交通途絶が予想されている場合の対応については、予め学校で指示をする。
- (5) その他の非常変災や急迫な事情などの場合は、学校の指示に従うこと。

6	7	8	9	10	11	12
発令	解除	8:35 SHR				
発令	継続	解除		解除90分後 SHR		
発令					継続	休校